

船舶事故調査報告書

平成25年2月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成24年8月24日 07時30分ごろ～08時00分ごろの間）
発生場所	三重県鯛島礁南西沖 三重県鳥羽市所在の石鏡灯台から真方位067° 5,000m付近 （概位 北緯34° 27.7′ 東経136° 58.5′）
事故調査の経過	平成24年8月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{よし} 吉丸、2.56トン ME3-64060（漁船登録番号）、個人所有 9.40m (Lr) × 1.80m × 0.69m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数40、昭和50年7月10日
乗組員等に関する情報	船長 男性 80歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月30日 免許証交付日 平成20年12月8日 （平成26年11月30日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	なし
事故の経過	本船は、平成24年8月24日04時30分ごろ、船長が1人で乗り組み、鯛島礁南西沖の漁場において、あじ一本釣り漁をするために鳥羽市菅島漁港を出港した。 船長は、07時30分ごろ鯛島礁南西沖の漁場で錨泊した本船に乗船しているところを付近を航行中の僚船Aの船長に目撃された。 僚船Bの船長は、08時00分ごろ、本船付近を航行中、本船の様子がおかしかったことから不審に思い、確認したところ、無人で錨泊していた。 僚船Bの船長は、本船の船長が事故にあったと考え、所属する漁業協同組合に連絡し、僚船Cの船長と共に本船が錨泊している付近の海域を捜索したものの、船長を発見できなかった。

	船長は、8月29日16時15分ごろ、鳥羽市所在の神島港北防波堤灯台から西に約2,300mの海上において、航行していた漁船に漂流中のところを発見され、溺水により死亡と検案された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東南東、風力 2、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	船長は、発見された際、救命胴衣を着用していなかった。 船長は、いつも鯛島礁南西沖で操業していた。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 船長の死因は、溺水であった。 本船は、24日07時30分ごろ船長が乗船して鯛島礁南西沖の漁場に錨泊しているところを僚船Aの船長に目撃され、08時00分ごろ同漁場に無人で錨泊しているところを僚船Bの船長に発見されたことから、この間において、鯛島礁南西沖の漁場で錨泊中に船長が落水したものと考えられるが、落水した状況及び落水して溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、鯛島礁南西沖の漁場で錨泊中、船長が落水したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・救命胴衣を着用すること。